

出席停止のお知らせ

学校保健安全法第 19 条に基づいて、次のとおり出席停止を指示いたします。つきましては、担当医の指示のもと療養されますようお願いいたします。

なお、登校の際には、証明書が必要となります。主治医より登校の許可がありましたら、下の登校許可証明証に必要事項を記入していただき、学級担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS） 鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9） 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（証明書別様式）	（別に定める）
	百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	すべての発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、パラチフス、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

\* 第三種のその他の感染症とは学校で通常見られないような重大な流行が起こったときにその感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとるものである。そのためあらかじめ特定の疾患を定めていない。

登校許可証明書

年 組 氏名

病名

百日咳・ 麻疹・ 流行性耳下腺炎・ 風疹・ 水痘・ 咽頭結膜熱  
髄膜炎菌性髄膜炎・ 流行性角結膜炎・ その他の感染症（ ）

病名を○で  
囲んでくだ  
さい

療養（出席停止）期間 月 日 ~ 月 日

登校許可日 月 日 から登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名  
医師名

印